

お知らせ

忘れずに納付しましょう!

固定資産税・都市計画税(第2期)と国民健康保険税(第1期)の納期限は8月1日(日)です。最寄りの金融機関もしくはコンビニエンスストアで納付してください。なお、国民健康保険税の納税通知書は7月15日(金)発送予定です。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。また、納税には便利な口座振替をご利用ください。口座振替をご利用いただいている方は、振替結果を預貯金通帳への記帳でご確認ください。

☎(20)1578、FAX(20)1609

児童扶養手当

現況届を忘れずに!

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

その現況届は、毎年8月1日の状況により、児童扶養手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。提出されないと、8月分以降の手当が支給できなくなりますのでご注意ください。なお、前年の所得等により支給が停止されている方も現況届の提出が必要です。

◆提出書類

①現況届(記載事項に変更がないか確認してください)
②印鑑(朱肉を使うもの)
※該当される方のみ

・児童扶養手当証書(全部停止の方は除く)
・平成28年度所得課税証明書(平成28年1月2日以降に転入された方。子育て支援課に提出済みの方は除く)

・養育費等に関する申告書(配偶者が死亡された方等は除く)
・一部支給停止適用除外事由届出書および関係書類(支給開始から5年を経過した方等)

・その他申立書(児童と別居している方等)

◆手当額

受給者本人および扶養義務

者の前年の所得額(養育費を含む)により決定します。

①全部支給の場合 4万2330円

②一部支給の場合 9990円〜4万2320円

※第2子は月額5千円、第3子以降は1人につき月額3千円を加算(平成28年12月支給分から変更予定)。

③全部支給停止の場合 0円

◆提出期間

8月1日(日)〜31日(水)

◆提出場所

子育て支援課、本納支所

◆休日受付

8月28日(日) 8時30分〜17時15分

※本納支所では行いません。

☎(20)1573、FAX(20)1610

20歳前障害などの障害基礎年金を受けている方へ

毎年7月は、障害基礎年金を受けている方のうち、次の方たちが現況届または所得状況届を提出する時期です。

①20歳前に初診のある傷病による障害基礎年金を受けている方

②障害福祉年金から移行した障害基礎年金を受けている方

※期限までに届けがないと年金が停止されてしまいますので、7月末日までに必ず市役所または本納支所へ提出してください。

☎(20)1503、FAX(20)1600

水稲病害虫防除を実施します

茂原市内の一部地域で、7月20日(水)から22日(金)に、早朝より産業用無人ヘリコプターによる水稲病害虫防除を実施する予定です。

なお、防除日は天候などにより延期することがあります。

☎(20)1526、FAX(20)1604

あなたの健康状態をチェックしてみよう!

市では、毎年7月下旬に65歳以上の方(6月1日現在で要介護認定を受けている方を除く)に対し健康状態のチェックとして「基本チェックリスト」を送付します。

チェックリストの結果から、アドバイス票と介護予防に役立つ情報を後日お送りしますので、ぜひご回答ください。

募集

長生郡市広域市町村圏組合職員を募集(29年度採用)

試験日 9月18日(日)10時(受付9時〜9時30分) / 場所 長生郡市広域市町村圏組合管理棟 / 受付期間 7月26日(水)〜8月12日(金)平日の9時〜16時30分 / 申込手続 所定の申込用紙に必要事項を記入し、事務局総務課へ直接お持ちください(郵送受付不可) / 申込用紙 事務局総務課および消防本部総務課窓口において8月12日(金)平日の9時〜16時30分まで配布します。

職種、採用予定人数、受験資格(学歴不問) 一般行政職(4名程度) 昭和62年4月2日〜平成11年4月1日まで生まれの方。消防職(5名程度) (1)隔日勤務および交替

☎(20)1583、FAX(26)6788